

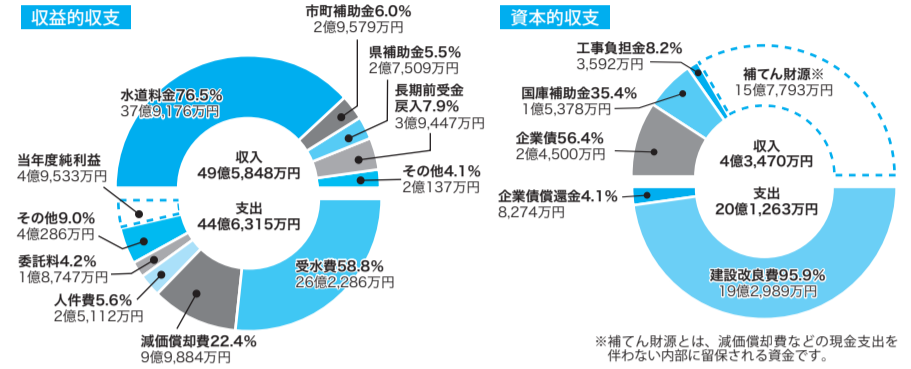
山武郡市広域水道企業団からのお知らせ

◇令和2年度決算の状況

8月23日に開催された企業団議会8月定例会において、令和2年度の決算が認定されました。令和2年度は、「中長期経営プラン2016」の基本理念である「次世代へつなぐ強靱で安心な水道」を実現するため、計画に掲げる事業を着実に推進しながら、安全で安心な水道水の安定供給に努めました。

水道事業会計は、水道水を家庭まで届けるための経営活動に要する収入および支出の「収益的収支」と水道施設を建設・改良するための施設整備に要する収入および支出の「資本的収支」から成り立っています。令和2年度決算の「収益的収支」および「資本的収支」は以下のとおりです。

今後も社会経済情勢の変化による水需要の動向などを見据えながら、経営の健全化を推進していくとともに、より質の高い給水サービスの実現を目指し、一層の経営努力を重ねます。



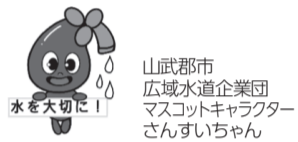
◇水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替で！

口座振替は、支払いに出掛ける必要がなくなり、口座から自動的に水道料金を支払うことができるとも便利な制度です。

▶口座振替の手続き

- 次の①～③を、口座のある金融機関へ持参ください。
- ①使用水量等のお知らせや納入通知書など、お客様番号が確認できるもの
 - ②通帳
 - ③届出印
- ※郵送による手続きを希望の際は、山武郡市広域水道企業団お客様センター（☎0475(50)4132）までご連絡ください。
- ▶取扱金融機関＝千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、ゆうちょ銀行、銚子商工信用組合、千葉信用金庫、銚子信用金庫、中央労働金庫、山武郡市農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会

山武郡市広域水道企業団 ☎0475(55)7851



令和4年度実施 住民協働事業の公開プレゼンテーション・審査会を開催

市では、地域課題の解決を図るため、住民が自主的または主体的に企画・実施する公益のあるまちづくり事業に対して補助金を交付する「住民協働事業」を実施しています。令和4年度に実施予定の住民協働事業に応募があった、1団体の事業の審査として、

企画案の提示・説明のためのプレゼンテーションおよび審査会を行います。



※新型コロナウイルスの影響で中止等になる場合があります。

- ▶日時 11月10日(水)10時～16時
- ▶会場 保健文化センター3階ホール
- ▶地域づくり課市民協働推進班 ☎0475(70)0342

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力、セクハラ、ストーカー等の女性をめぐる人権問題について、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、人権擁護委員

が「女性の権利ホットライン」で電話相談に応じます。

- ▶日時 11月12日(金)～18日(木) 8時30分～19時、11月13日(土)～14日(日)10時～17時

- ▶相談対応者 千葉県人権擁護委員連合会女性人権擁護委員、千葉地方検察庁人権擁護課職員
- ▶相談電話 ☎0570(070)810
- ▶千葉県人権擁護委員連合会事務局(千葉地方検察庁内) ☎043(247)3555

人権擁護委員に内山仁美氏が再任

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、正しい人権の考え方を広めたり、人権が侵害された場合には、相談相手

になって救済したりするなど、さまざまな場面で活動しています。

- ▶日時 毎月第3(木)13時～16時
- ▶会場 中央公民館1階相談室
- ▶地域づくり課市民協働推進班 ☎0475(70)0342

住宅用省エネルギー設備等設置補助金を交付しています

対象の方は申請ください。

▼主な要件等

- ①住宅用省エネルギー設備等を設置した住宅に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方であること
- ②世帯全員が市税を滞納していないこと
- ③設置工事の着手日が、令和3年4月1日以降であること
- ※そのほかの要件は、市ホームページをご確認ください。



男女共同参画だより

11月12日から25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。

暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。コロナ禍の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によって、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。令和2年度に配偶者暴力相談センターおよびDV相談プラスに寄せられた相談件数は前年度比で約1.6倍に増加しています。

また、DVの被害に遭ったことを一人で抱え込み、相談できずにいる人が多いことも分かっています。

令和元年9月に実施した市民意識調査でも、「暴力を受けたことについて、誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか」との質問に対し、「どこ(だれ)にも相談しなかった」の割合が41.4%となり、大半の人が相談せずに一人で抱え込んでいることが伺えます。

もし、配偶者や恋人から暴力を受けた場合は、一人で悩まずに相談してみてください。

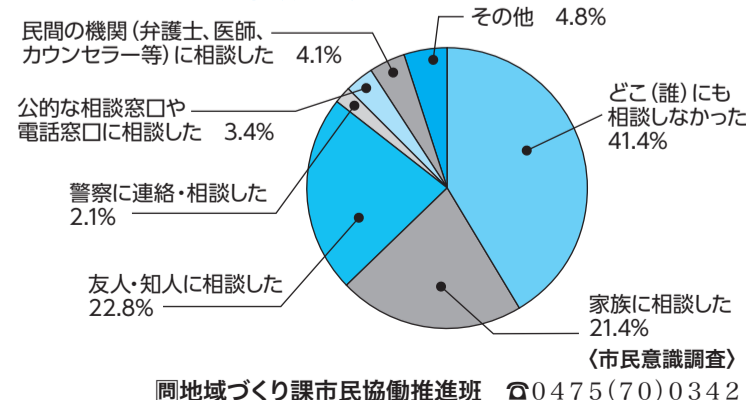
この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力の無い社会を作っていきましょう。

※DV相談プラスとは内閣府が設置する相談窓口で、電話・SNS・メール等でも相談できます。

▶相談先

- ・女性サポートセンター ☎043(206)8002
- ・SNS相談「Cure time(キュアタイム)」
URL: https://curetime.jp/ (内閣府)
- ・電話相談 「#8891(はやくワンストップ)」
- ・DV相談プラス ☎0120(279)889(つなぐはやく)
URL: https://soudanplus.jp

●暴力を受けたことを相談した場所



こちらは消費生活センターです！

アナログ回線に戻すはずがサポート契約に

〈事例〉

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかしその後、毎月サポート料金として約3千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約しているとのことだった。解約を申し出ると、キャンセル料が発生すると言われた。

〈ひとことアドバイス〉

・大手通信会社の名前を出していても、実際は関係ない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた事業者名をしっかりと確認しましょう。

必要ないサービスの契約を結んでいるケースもあります。費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。

・光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者にお問い合わせしましょう。

〈参考資料：国民生活センター見守り新鮮情報第398号より〉

◇市消費生活センター

- ▶相談日時＝祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金) 10時～12時、13時～16時
- ▶会場＝中央公民館1階相談室
- ▶相談電話＝☎0475(70)0344
- ▶地域づくり課市民協働推進班 ☎0475(70)0342